**平成２４年（フ）第９７６９号**
東京都墨田区京島１丁目50―９　シティハイツ131―302
破産者　石田己津人
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９８２０号**
東京都江東区千田17―９
破産者　長谷川泰広
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９８７９号**
東京都目黒区南１丁目11―２―106　区営南一丁目アパート２号棟
破産者　タ―ク　ラジェンダーこと　タ―ク　ラジェンダー　ファキルチャンド
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第９８８０号**
東京都葛飾区金町５丁目１―６―102
破産者　本田　　吏
1　決定年月日　平成24年10月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第５７０号**
茨城県水戸市金町１丁目３番35号
破産者　茨交タクシー株式会社
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**平成２３年（フ）第５７１号**
茨城県水戸市見和３丁目1365番地
破産者　茨交シンヤタクシー株式会社
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

**平成２４年（フ）第２９６号**
埼玉県ふじみ野市大井武蔵野1349番地33
破産者　大谷　勝則
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２３年（フ）第１４４３８号**
東京都杉並区高円寺南４丁目24番３号
破産者　榮林商事株式会社
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１８４２２号**
東京都杉並区西荻北２丁目５番11―203号
破産者　株式会社フィッシュ・ミワ
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５１３１号**
神奈川県横浜市瀬谷区阿久和東３丁目55―８
破産者　元二　雅美
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第５７８６号**
東京都江東区南砂３丁目14―１―409
破産者　岩本　幸恵
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６２５８号**
東京都西東京市下保谷５丁目１―７
破産者　滝元　博史
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６２９１号**
神奈川県川崎市幸区河原町１―２―446
破産者　山本　圭一
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６４０３号**
東京都荒川区東日暮里１丁目17―11―302
破産者　齋藤　光代
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６４６２号**
東京都練馬区平和台２丁目11―３―506
破産者　櫻井　　勉
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６４７０号**
東京都渋谷区代々木３丁目57―６―404
破産者　加瀬　博志
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６５１９号**
東京都江東区東砂４丁目20番10号
破産者　有限会社ユースフル
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６５２０号**
千葉県市川市田尻５丁目９―11―102
破産者　山田　康則
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６５９３号**
神奈川県横浜市港北区日吉本町１丁目23―13―302
破産者　松本　瑞穂
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６６１７号**
神奈川県小田原市飯泉1037
破産者　矢部　英樹（旧姓寺井）
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６６９４号**
東京都町田市高ケ坂587番地１
破産者　有限会社小仲建築設計事務所
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６６９５号**
千葉県長生郡白子町五井1714―４
破産者　小仲　活信
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第６６９６号**
千葉県長生郡白子町五井1714―４
破産者　小仲由美子
1　決定年月日　平成24年10月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部